

第6章 資 料

市町村別米軍基地面積の状況

番号	市町村名	市町村面積 (ha)	施設面積 (ha)	市町村面積に 占める割合	全施設面積に 占める割合
1	国頭村	19,480 ha	4,936 ha	25.3 %	20.1 %
2	東村	8,176	3,452	42.2	14.1
3	名護市	21,014	2,354	11.2	9.6
4	本部町	5,426	16	0.3	0.1
5	恩納村	5,066	1,556	30.7	6.3
6	金武町	3,756	2,251	59.9	9.2
7	宜野座村	3,127	1,610	51.5	6.6
8	伊江村	2,286	801	35.0	3.3
9	石川市	2,103	176	8.4	0.7
10	沖縄市	4,890	1,801	36.8	7.3
11	与那城村	1,874	0	0.0	0.0
12	勝連町	1,274	185	14.5	0.8
13	具志川市	3,094	297	9.6	1.2
14	読谷村	3,517	1,648	46.9	6.7
15	嘉手納町	1,504	1,247	82.9	5.1
16	北谷町	1,362	772	56.7	3.1
17	北中城村	1,150	213	18.5	0.9
18	宜野湾市	1,937	643	33.2	2.6
19	浦添市	1,891	280	14.8	1.1
20	那覇市	3,808	58	1.5	0.2
21	仲里村	3,773	4	0.1	0.0
22	具志川村	2,548	0	0.0	0.0
23	渡名喜村	374	25	6.7	0.1
24	北大東村	1,310	115	8.8	0.5
25	石垣市	22,883	92	0.4	0.4
基地所在市町村		127,641	24,530	19.2	100.0
全 県		226,523 ha	24,530 ha	10.8 %	100.0 %

注意 1.平成5年3月31日現在。但し、市町村面積は国土地理院資料 平成4年10月現在

2.計数は四捨五入によるため、符号しないことがある。

施設別米軍基地の概要(1)

単位：ha (1万g) .人.百万円

FAC. NO	施設名	市町村名	施設面積	軍別	用途別	地主数	年間賃借料	駐留軍従業員
6001	北部訓練場	計	77,950	海兵隊	演習場	59	475	
		国頭村	44,016					
		東村	33,934					
6102	安波訓練場	国頭村	4,797	〃	〃	1	※	
6004	奥間レストセンター	国頭村	546	空軍	その他	224	110	72
6005	伊江島補助飛行場	伊江村	8,012	海兵隊	演習場	1,076	932	21
6006	八重岳通信所	計	229	空軍	通信	52	8	7
		本部町	160					
		名護市	69					
6006	慶佐次通信所	東村	586	海軍	〃	50	55	2
6009	キャンプ・シュワープ	計	20,776	海兵隊	演習場	451	1,390	142
		名護市	20,577					
		宜野座村	199					
6010	辺野古弾薬庫	名護市	1,214	〃	倉庫	43	122	30
6011	キャンプ・ハンセン	計	51,471	〃	演習場	1,846	4,731	390
		名護市	1,682					
		宜野座村	15,900					
		恩納村	12,386					
		金武町	21,503					
6013	恩納通信所	恩納村	624	〃	兵舎	427	140	
6017	ギンバル訓練場	金武町	602	〃	演習場	128	59	
6019	金武レッド・ビーチ訓練場	金武町	17	〃	〃	20	9	
6020	金武ブルー・ビーチ訓練場	金武町	386	〃	〃	193	40	
6021	瀬名波通信施設	読谷村	612	海軍	通信	367	244	40
6022	嘉手納弾薬庫地区	計	28,835	空軍 海兵隊	倉庫	3,091	6,858	142
		恩納村	2,546					
		具志川市	499					
		沖縄市	9,102					
		嘉手納町	3,479					
		読谷村	11,449					
		石川市	1,759					
6023	知花サイト	沖縄市	1	空軍	通信	1	※	
6026	楚辺通信所	読谷村	535	海軍	〃	452	246	32
6027	読谷補助飛行場	読谷村	1,906	海兵隊	演習場	219	107	
6028	天願栈橋	具志川市	31	海軍	港湾	10	8	
6029	キャンプ・コートニー	具志川市	1,350	海兵隊	兵舎	564	816	287
6031	キャンプ・マクトリアス	具志川市	384	〃	〃	235	248	6
6032	キャンプ・シールズ	沖縄市	701	海軍・空軍	〃	213	323	102
6036	トリイ通信施設	読谷村	1,980	陸軍	通信	831	890	331

施設別米軍基地の概要(2)

単位：ha (1万g) .人.百万円

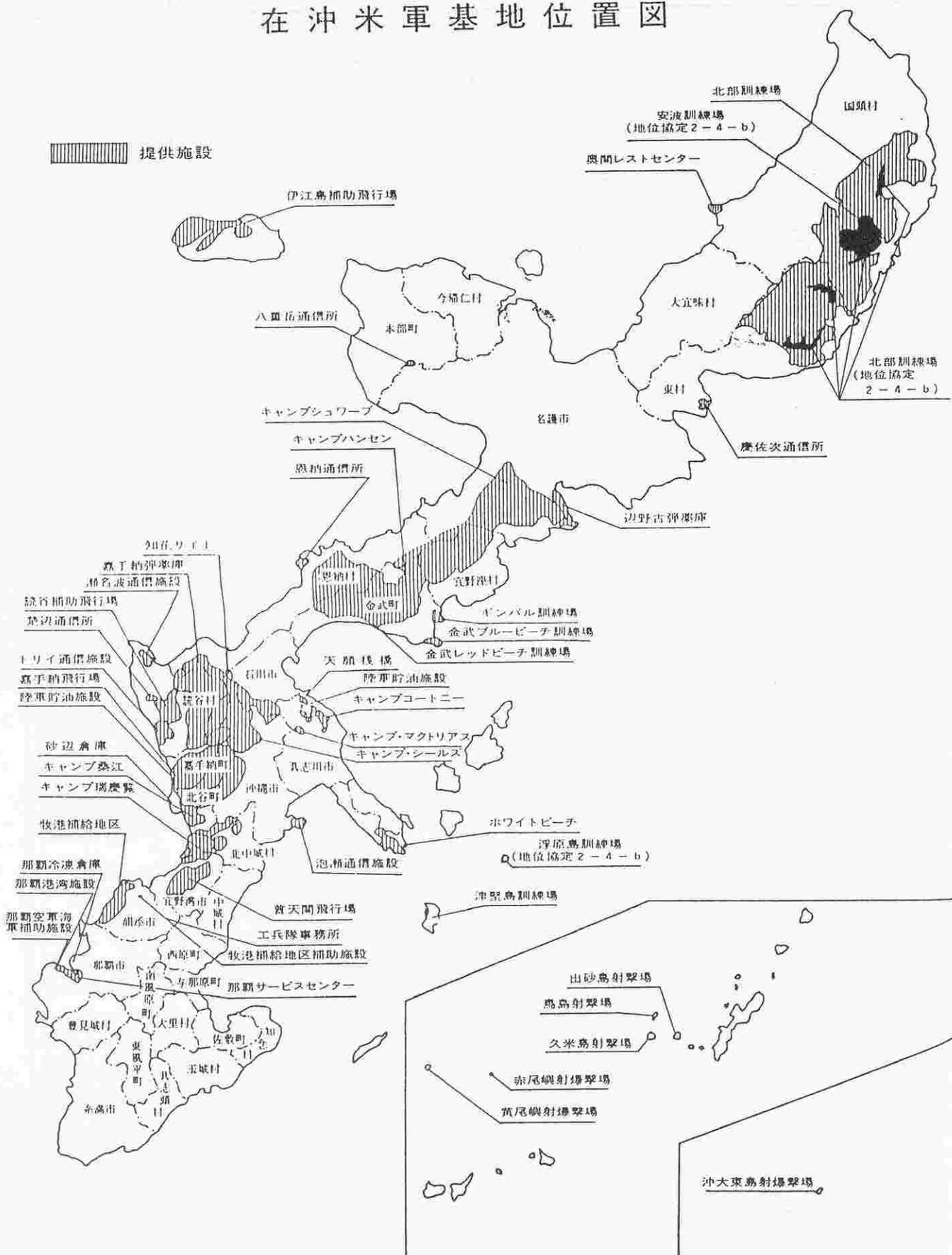
FAC. NO	施設名	市町村名	施設面積	軍別	用途別	地主数	年間賃借料	駐留軍従業員
6037	嘉手納飛行場	計 沖縄市 嘉手納町 北谷町 那覇市	19,975 7,460 8,852 3,659 5	空軍	飛行機	6,551	16,313	2,450
6039	砂辺倉庫	北谷町	3	〃	倉庫	2	※	41
6043	キャンプ桑江	北谷町	1,083	海兵隊	医療	554	991	301
6044	キャンプ瑞慶覧	計 具志川市 沖縄市 北中城村 北谷町 宜野湾市	6,482 0 179 2,126 2,575 1,603	〃	兵舎	3,447	5,636	1,875
6046	泡瀬通信施設	沖縄市	552	海軍	通信	431	357	6
6048	ホワイト・ビーチ地区	計 勝連町 与那城町	1,579 1,579 0	海軍 陸軍	港湾	854	665	75
6051	普天間飛行場	宜野湾市	4,815	海兵隊	飛行場	2,221	4,225	182
6056	牧港補給地区	浦添市	2,753	〃	倉庫	1,696	2,913	1,041
6060	工兵隊事務所	浦添市	45	陸軍	事務所	2	※	27
6064	那覇港湾施設	那覇市	568	陸軍	港湾	929	1,334	112
6065	那覇サービスセンター	那覇市	5	海兵隊	その他	(国有地)	—	
6076	陸軍貯油施設	計 具志川市 沖縄市 嘉手納町 北谷町 宜野湾市	1,269 704 15 133 403 15	陸軍	〃	746	789	99
6077	鳥島射爆撃場	計 仲里村 具志川村	41 39 2	空軍	演習場	1	※	
6078	出砂島射爆撃場	渡名喜村	245	〃	〃	1	※	
6080	久米島射爆撃場	仲里村	2	〃	〃	1	※	
6181	浮原島訓練場	勝連町	254	海兵隊	〃			
6082	津堅島訓練場	勝連町	16	〃	〃	(国有地)		
6084	黄尾嶼射爆撃場	石垣市	874	海軍	〃	1	※	
6085	赤尾嶼射爆撃場	石垣市	41	〃	〃	(国有地)		
6088	沖大東島射爆撃場	北大東村	1,147	〃	〃	1	※	
	合計	25市町村	45,295			27,991	51,690	7,813

注1.平成5年3月31日現在(年間賃借料は平成4年度の金額である)。

2.自衛隊との協同使用にかかる施設(浮原島訓練場)の地主数、年間賃借料は自衛隊に含む。

3.「0」は表示単位に満たないもの「—」は事実のないもの「※」は地主が1人又は小数のため、数値が公表されていないものである。(合計覧にはこれらの数値を含む)

在沖米軍基地位置図



○ニミッツ布告

米軍海軍政府布告第1号

米軍占領下の南西諸島及び其の近海住民に告ぐ。

日本帝国の侵略主義並びに米国に対する攻撃の為、米国は日本に対し戦争を遂行する必要を生ぜり。且つ是等諸島の軍事的占領及び軍政の施行は我が軍略の遂行上並びに日本の侵略力破壊及び日本帝国を統轄する軍閥の破滅上必要なる事実なり。

治安維持及び米軍並びに住民の安寧福祉確保上占領下の南西諸島中、本島及び他島並びに其の近海に軍政府の設立を必要とす。

故に本官米国太平洋艦隊及び太平洋区域司令長官兼米軍占領下の南西諸島及び其の近海の軍政府総長米国海軍元師シー・ダブリュー・ニミッツは茲に左の如く布告す。

1. 南西諸島及び其の近海並びに其の住民に関する総ての政治及び管轄権並びに最高行政責任は占領軍司令長官兼政府総長米国海軍元師たる本官の権能に帰属し本官の監督下に部下指揮官に依り行使さる。
2. 日本帝国政府の総ての行政権の行使を停止する。
3. 各住民は本官又は部下指揮官の公布する総ての命令を敏速に遵守し、本官麾下の米軍に対し敵対行動又は何事を問はず日本軍に有利なる援助を為さず、且つ不隠行為又は其の程度如何を問わず治安に妨害を及ぼす行動に出ず可からず。
4. 本官の職権行使上其必要を生ぜざる限り住民の風習並に財産権を尊重し、現行法規の施行を持続す。
5. 爾今、総ての日本裁判所の司法権を停止す。但し追ての命令ある迄、該地方に於ける軽犯者に対し該地方警察官に依りて行使さる即決裁判権は之を継続するものとする。
6. 本官又は本官の命令に依り解除されたる者を除く総ての官庁、支庁及町村又は他の公共事業関係者並に雇傭人は本官又は特定されたる米軍士官の命令の下に其職務に従事す可し。
7. 占領軍の命令に服従し平穩を保つ限り住民に対し戦時必要以上の干渉を加へざるとす。
8. 爾今、布告、規則並に命令は本官又は本官を代理する官憲に依り逐次発表され、之に依り住民に対する我要求又は禁止事項を明記し、各警察署並に部落に掲示さる可し。
9. 本官又は本官を代理する官憲に依り發布されたる本布告他の布告並びに命令又は法規等に於て英文と其他の訳文の間に矛盾又は不明の点生じたる場合は英文を以て本体とす。

1945年 月 日

於

米国太平洋艦隊及太平洋区域司令長官兼南西諸島及其近海軍政府総長

米国海軍元師 ニミッツ

○土地収用令 1953年4月3日

琉球列島米国民政府布令第109号

米国は、琉球列島の土地の使用及び占有に関し、ある程度の必要を有するので、且つ、この必要に

ずべき琉球法規がないので、米国が琉球列島においてその責任を遂行するために必要な土地の権利の取得及びそれに対する正当補償に関する手続を定めることは適切且つ、必要であると思われるので、次のとおり布令する。

第1条 暫定的に又は無期限に使用すべき土地の権利の取得に関しては、米国軍隊使用機関に代り、沖縄工兵管区地区工兵隊が民政副長官の特定の認可を得て、その処理にあたる。

第2条 特定の土地、その他不動産の権利が取得さるべきこと及びその取得に関し、所有者との協議で意見一致を見ることができないことが確定したときは民政副長官は米国の名において次のとおり処理せしめる。

1. 当該土地又は不動産の所有者に対し、収用の告知をなすものとし、これには当該財産の識別、取得さるべき権利及びそのための権限を明示する。告知にはなお、該財産の評価格及び正当補償の認定金額並びに所有者は告知の日から30日以内に米国の申し出を受諾するか又は拒否しなければならない旨を記載する。拒否する場合は、所有者は前記30日以内に文書をもって、その旨民政副長官に訴願することができる。

前記の訴願がなかったときは、当該権利は所定の額で米国に譲渡されたものとみなす。

訴願に際しては正当補償に関する争点のみを決定するものとし、且つ、この訴願により米国は収用宣告の権利を阻止されないものとする。

2. 必要な土地の権利を協議により譲渡する場合は当該土地又は不動産の管轄登記所に譲渡書類を提出して登記しなければならない。

3. 必要な土地又は不動産の所有者がその権利を譲渡しないで、第2条第1項の告知後30日を経過したときは、民政副長官は直ちに正式の収用宣告書を当該管轄登記所に提出して登記させ、且つ、該権利に対する正当補償金として沖縄工兵管区の地区工兵隊によって決定された金額を琉球銀行に供託させる。

4. 収用告知及び第2条第1項の規定により訴願がなされるときは、民政副長官はこれを第3条の規定による琉球列島米国土収用委員会に附議して審理決定させる。訴願中、土地所有者は、その権利に対する供託金の75パーセントまで引出すことができる。

5. ライカム司令官において、米国が告知後権利を取得するまでの間に、土地又は不動産を使用し占有する緊急の必要があると認める時は、民政副長官は該地区からの立退命令を発する。

第3条 ここに、琉球列島米国土収用委員会を設置し、その委員は琉球列島民政副長官により任命するものとする。委員の過半数をもって同委員会の定足数とする。委員会は、その議事及び処置の公的且つ恒久的な記録に必要な記録文書を保管し、義務の遂行にあたって適当な便宜を与えられるものとする。

第4条 委員会は、琉球列島民政副長官又は上級当局から附託されたすべての事件にかかわる財産の価格及び正当補償を決定する権限を有し、なお、審理を行い、適当な証人及び証拠を求め、且つ、帳簿及び記録文書を提出させる権限を有し、その他土地又は不動産収用の目的に関し、準司法機関及び記録裁判所としての権限を行う。

第5条 委員会が審理決定を行ったときは、文書により民政副長官に提出し、民政副長官は、その旨、関係所有及び沖縄工兵管区地区工兵隊に告知する。工兵隊は、琉球銀行への供託手続を行う。

第6条 第2条第1項の供託金には、収用土地内の農作物、墓、建造物及至当該土地の他の改良に対する損害賠償を含むものとする。

第7条 この布令は、1953年4月3日から施行する。

民政副長官の命により発布する。

民政官 米国陸軍准将 ゼィムス・エム・ルイス

琉球列島米国民政府布令第109号（1953年4月3日）

改正 第1号（1955年8月18日）

土地収用令

1953年4月3日付民政府布令第109号の第7条の次に、次のとおり条文を附加する。

第8条 沖縄工兵管区地区工兵隊は、米国軍用予定地の権利取得に対する予備工作として、調査若しくは測量を行うために市町村有地又は私有地に立入ることが必要又は急を要するものであるを認める場合において、当該土地の所有者又は占有者により任意の許可が与えられていない時は、いつでも該立入の許可及び権限を民政官に申請することができる。

この申請の認可は、民政官により、文書をもって交付され、立入、調査及び又は測量の法的権利を無償で与える許可証としての効力を有する。

第9条 当該土地が、この布令の第2条第1項に基く収用告知の対象になったとき、又は米国政府若しくはその代行機関の占有に帰したときは、前条の申請若しくは許可は不必要とみなす。

第10条 民政官への申請書には、申請の理由、収用計画の概要、並びに収用予定地の大体の場所の地目（タイプ）及び見積面積を明示し、且つ適当な見取図を添付するものとする。

第11条 認可の上で交付される許可証の副本（写し）一部は、関係市町村長に送付され、関係市町村長は、その内容を直ちに管轄区に属する当該土地のすべての占有者に伝達し、又は伝達させるものとする。

なお、2名以上の占有者がいる場合において、市町村長への通知があつてから5日を経過した後のある特定の期日現在で、立入、調査及び又は測量の実施を法的に正当化するためには、その旨すべての関係占有者に対する一般告知を市町村役所及び土地柄慣習的に公衆の注視をひく場所に掲示するだけで十分なるものとする。

第12条 家屋のある土地への立入りに関し、該家屋を占有している者がいる場合は、市町村長又はその代理は、立入りに先立ち、その者に直接、前条の告知書を手交しなければならない。但し、調査官若しくは測量係官は、いかなる場合においても、事前に当該家屋占有者の明白な許可を得ることなくして日没後又は日の出前に該宅地に立入り又は居てはならない。

○土地収容の補償金支払手続き 1953年4月10日

琉球列島米国民政府布令第110号

1953年4月3日付、民政府布令第109号「土地収用令」によって琉球列島における土地又は不動産の権利取得手続が制定されたので且つ、関係不動産の所有者に対する補償金支払手続を詳細にしなければならないので、次の通り布令する。

第1条 民政府布令第109号に基き、米国政府が支払うべき不動産の所有権者に対する資金の受領、保管及び支払の目的に供するために琉球政府を管財人に指定する。

第2条 管財人に支出される資金は、管財人が各勘定別に関係財産の所有権者への支払用として琉球銀行の特別勘定に預入する。この勘定書には「琉球政府管財人、土地賃貸勘定第 号」と題するものとする。

前記勘定書は、民政府令第109号に従い発せられた収用宣告書に定めた番号と一致するようにしなければならない。

第3条 管財人は、民政府布令第109号に従い各勘定別及び預金額通りに管財人に提供された計画書により関係不動産の所有権者に対し支払を行うものとする。

管財人は、各所有者への支払証書を含む十分な支払記録簿を保管するものとする。

第4条 管財人が特別勘定に預入したもので未支払金は1年間預金するものとし、1年を超えた場合は米国政府の命により回収することができる。2年を超えて特別勘定に預入することがあってはならない。

第5条 米国軍隊の使用のために必要とされる不動産は、地主又は米国政府により無料で登記するものとする。但し、登記に関する行政上の経費は、米国政府の負担とする。

第6条 この布令は、1953年4月10日から施行する。

民政副長官の命により発布する。

民 政 官 米国陸軍准将 ゼィムス・エム・ルイス

○日本国との平和条約（抄）

発効 昭和27・4・28（昭和27外告10）

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友効的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によって作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次

の規定を協定した。

第一章 平和

第1条

- (a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第23条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。
- (b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第2条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条

日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第4条

- (a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第2条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財

産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(c) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、2等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行させるように国際連合を強化することに努力する。

第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安全及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第4条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生時に効力を失う。

第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーダー

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

同条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位 に関する協定

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの。

第2条

- 1. (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
 - (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2. 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3. 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4. (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

1. 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
2. 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
3. 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第4条

1. 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
2. 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
3. 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第5条

1. 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入ることができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
2. 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機用車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3. 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第6条

1. すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。
2. 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は措置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第7条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第8条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第9条

1. この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
2. 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
3. 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
- (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
- (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4. 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にあるその間の身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
5. 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつて、その者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
6. 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍隊の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出国につき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第10条

1. 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
2. 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第11条

1. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
2. 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供され

る財産には、関税その他の課徴税を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

(昭和27・5・15・法140)

施行 昭和27・5・15 (附則)

改正 昭和29法148、昭和33法78、昭和35法102、昭和37法132・法161、昭和42法75、昭和45法97、昭和58法78

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「土地等」とは、土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条に規定する権利をいい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとする。

(土地等の使用又は収用)

第3条 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定るところにより、これを使用し、又は収用することができる。

(土地等の使用又は収用の認定の申請)

第4条① 防衛施設局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者（土地収用法第5条に規定する権利にあっては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添附の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

② 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、総理府令で定める。

(土地等の使用又は収用の認定)

第5条 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第3条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第6条① 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができる。

② 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べるができる。

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分の通知、告示及び公告)

第7条① 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知するとともに、当該防衛施設局長の名称、使用し、又は収用すべき土地等の所在並びに次項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧場所を官報で告示しなければならない。

② 防衛施設局長は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類及び数量を、防衛施設局長が定める方法で公告し、かつ、土地等の所有者及び関係人に通知するとともに、政令で定めるところにより、当該土地等の調書及び図面を、土地等の使用若しくは収用の認定が効力を失う日又はすべての土地等について必要な権利を取得する日まで公衆の縦覧に供しなければならない

③ 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知しなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第8条① 前条第1項の規定による告示があった後、土地等を使用し、又は収用する必要がなくなったときは、防衛施設局長は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場所において、その事由の発生が同条第2項の規定による通知の後であるときは、土地等の所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等の使用又は収用の認定が将来に向けてその効力を失う旨を官報で告示しなければならない。

(建物の使用に代る収用の請求)

第9条① 建物を使用する場合において、建物の使用が3年以上（使用期間の更新の結果3年以上となる場合を含む。）にわたるとき、又は建物の使用に因って建物の形状を変更し従来用いた目的に供することを著しく困難にするときは、建物の所有者は、その建物の収用を請求することができる。

② 土地収用法第46条の3、第81条第2項及び第3項並びに第87条ただし書の規定は、前項の規定による建物の収用について準用する。この場合において、土地収用法第81条第2項中「土地」とあるのは「建物」と、同条第3項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と読み替えるものとする。

第10条 削除

(土地等の返還及び原因回復の制限)

第11条① 防衛施設局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があった場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しなくてもこれを有効且つ合理的に使用することができる認めるときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

- ② 前項の場合においては、土地等の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しなければならない。
- ③ 土地等を原状に回復しないで返還する場合において、建物の使用中に有益費が費やされたことに因り、その建物の所有者に利得が生じているときは、利得の存する限度において、これを国に納付させることができる。
- ④ 前項の規定により納付すべき金額については、政令で定められるところにより、7年以内の範囲内において延納を認めることができる。

(異議の申出)

第12条① 前条第1項の規定により原状に回復しないで返還すること、同条第2項の規定による損失の補償又は同条第3項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し異議を申し出ることができる。

- ② 内閣総理大臣は、前項の異議の申出に対し裁決をしようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

(引渡調書)

第13条① 防衛施設局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせて上、総理府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

- ② 前項の引渡調書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び関係人の氏名及び住所
 2. 返還する土地等の種類、数量及び形状
 3. その他返還の際の現状を確認するに必要な事項
- ③ 土地収用法第36条第2項から第5項まで及び第38条の規定は、前項の引渡調書の作成及び効力について準用する。この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは「引渡調書」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「土地等の所有者」と読み替えるものとする。

(土地収用法の適用)

第14条① 第3条の規定による土地等の使用又は収用に関しては、この法律に特別の定のある場合を除く外、「土地等の使用又は収用」を「土地収用法第3条各号の1に掲げる事業」と、「防衛施設局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は収用の認定」を「事業の認定」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」を「事業の認定の告示」とみなして、土地収用法の規定（第1条から第3条まで、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条、第16条から第28条まで、第30条、第30条の2、第三章第2節、第5章第1節、第122条、第123条第6項、第125条第1号、第4号及び第5号、第139条並びに第

143条第5号の規定を除く。)を適用する。

- ② 前項の規定による土地収用法の適用に関し必要な技術的事項は、政令で定める。

附則(抄)

- ② この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基く使用を現に継続している土地等で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から90日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から90日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、6月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。
- ③ 調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積った損失補償額を払い渡さなければならない。
- ④ 第2項の規定によって土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することによって生ずる損失を土地収用法第六章第1節(第71条、第78条、第79条及び第81条を除く。)の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によって算定しなければならない。
- ⑤ 第3項の規定によって支払った損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。
- ⑥ 第4項の規定による損失補償について、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に対し、裁決を申請することができる。
- ⑦ 調達局長は、第2項の規定によって土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。
- ⑧ 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。但し、当該土地等が第4項の規定により土地収用法第73条後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。
- ⑨ 第11条及び第12条の規定は、第7項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

附則(昭和35・6・23法102)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日(昭和35・6・23一昭和35外告49)から施行する。

(第3条関係の経過規定)

第3条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関し、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定によってされた処分又は手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関し、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定によってされた処分又は手続きとみなす。

(罰則の適用に関する経過規定)

第15条 この法律の施行前にした行為(中略)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和37・5・15法132)(抄)

(施行期日)

① この法律は、公布の日から起算して10月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日(昭和37・11・1一昭和37政406)から施行する。(後略)

(土地等の使用等の認定等に関する経過規定)

② 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により調達局長に対し行なわれた土地等の使用又は収用の認定又は裁決は、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により防衛施設局長に対し行われた土地等の使用又は収用の認定又は裁決とみなす。

土地収用法の一部を改正する法律施行法中経過規定(昭和42・7・21法75)(抄)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第23条 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第4条1項の規定により使用認定申請書又は収用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

土地収用法の一部を改正する法律施行法 附則(昭和42・7・21法75)

この法律(中略)は、改正法(土地収用法の一部を改正する法律(昭和42法74))の施行の日(昭和43・1・1一昭和42政344)から施行する。

附属及び関係法令***

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国
軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令
(昭和27・5・15政149)
(昭和27・5・15施行)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の土地に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則	昭和27・6・14総30 昭和27・6・14施行 昭和27・5・15適用
沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律	(昭和46・12・31法132) 本頁 昭和47・5・15施行
沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法	(昭和52・5・18法40) 昭和52・5・18施行

○沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律 (昭和46・12・31法132)

施行 昭和47・5・15 (附則参照)

改正 昭和52法40

(趣旨等)

第1条① この法律は、沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯27度以南の南西諸島）大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、沖縄における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

② この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であっても、当該土地又は工作物の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるよう努めるものとする。

(土地又は工作物の暫定使用)

第2条② 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなったときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

1. この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの 国

イ. 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ. 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「地位協定」という。）の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物

ハ. ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

2. この法律の施行の際琉球水道公社の設立（1958年高等弁務官布令第8号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設の用に供している土地（当該施設に関する工事の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの（当該施設に関する工事の用に供する土地を含む。）沖縄県
 3. この法律の施行の際琉球電力公社の設立（1954年琉球列島米国民政府布令第129号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）により設立される沖縄電力株式会社
 4. この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国
 5. この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次の掲げるもの 国
 - イ. 引き続き運輸大臣が設置する航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地
 - ロ. 第1号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供するもの
 6. この法律の施行の際沖縄にある航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国
 7. この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法（昭和27年法律第180号）による道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体
- ② 前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第1号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。
1. 前項第1号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官
 2. 前項第2号に掲げる土地 厚生大臣
 3. 前項第3号に掲げる土地 通商産業大臣
 4. 前項第4号に掲げる土地 運輸大臣
 5. 前項第5号に掲げる土地 運輸大臣
 6. 前項第6号に掲げる土地 海上保安庁長官
 7. 前項第7号に掲げる土地 建設大臣
- ③ 第1号の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区

域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかな関係人（この法律の施行の日に当該土地又は工作物に関して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

第3条② 前条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによってその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

② 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあっては、この法律の施行の日。以下同じ。）の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によって算定しなければならない。

③ 第1項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

④ 前条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積った当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

⑤ 第3項本文の、規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第1項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

（原状回復の義務）

第4条 第2条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなったときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによって生ずる損失を補償しなければならない。

（政令への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、第2条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

① この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日

(昭和47・5・15)から施行する。ただし、第2条第2項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

② 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

附属及び関係法令***

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令	(昭和47・4・27政89 昭和47・5・15施行)
沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律第2条第1項1号の土地についての告示	(昭和47・4・27 防衛施設庁告7 等)
同第2号の土地についての告示(昭和47・5・1原告113)	
同第3号に掲げる土地となるべきものの区域並びに当該土地の使用の方法および期間	(昭和47・5・4通算告237)
同第4号及び第5号の土地についての告示	(昭和47・5・8運告158)
沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法	(昭和52・5・18法40 昭和52・5・18施行)

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律 (昭和28・8・25法246)

施行 昭和28・8・25(附則)

適用 昭和27・4・28(附則参照)

改正 昭和29法148、昭和35法102、昭和37法140・法161、
昭和42法110、昭和58法83

(損失の補償)

第1条① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊(以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。)の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむったときは、国が損失を補償する。

1. 防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であって政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障害物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であって政令で定めるもの
2. 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であって政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であって政令で定めるもの
3. その他政令で定める行為

② 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

③ 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第2条① 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

③ 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第3条① 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、総理府令で定める手続きに従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があったときは、その申出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第4条 政府は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があった場合において同条第2項の規定による決定があったときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴)

第5条① 第3条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から3カ月以内に、訴をもってその増額を請求することができる。

② 前項の訴においては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第6条 第2条第3項の規定による決定に不服がある者は、第3条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第7条 第1条第1項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第5条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行われるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

附 則 (抄)

- ① この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日（昭和27・4・28—昭和27外告13）以降生じた損失について適用する。
- ② 前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

附 則 (昭和35・6・23法102) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日（昭和35・6・23—昭和35外告49）から施行する。

(第6条関係の経過規定)

第6条① この法律による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「新特別損失補償法」という。）の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国軍隊のこの法律の施行前の行為は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の行為とみなす。

② この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国及びその附近に配備されたアメリカ合衆国軍隊の行為によりこうむった損失に関し、この法律による改正前の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の規定によってされた損失補償の申請又は異議の申立の手續は、日本国とアメリカ合衆国その間の相互協力及び安全保全保障条約に基づき、日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の行為によりこうむった損失に関し、新特別損失補償法の規定によってされた損失補償の申請又は異議の申立の手續とみなす。

附 則 (昭和58・12・10法83) (抄)

(施行期日)

第1条 (前略) 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 (略)

2 第1条 (日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正) (中略) の規定並びに附則第2条 (中略) の規定 昭和59年4月1日

3—7 (略)

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条 (中略) の規定の施行前にこれらの規定による改正前の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下この条において「特別損失補償法」という。）第2条第1項 (中略) の規定により損失補償申請書を都道府県知事に提出した者に係る特別損失補償法第2条 (中略) に規定する手續については、なお従前の例による。

付属及び関係法令***

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による 特別損失の補償に関する法律施行令	(昭和28・11・25政355) 昭和28・11・25施行
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による 特別損失の補償に関する法律施行規則	(昭和28・8・25総49) 昭和28・8・25施行
合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金 の支給等に関する総理府令	(昭和37・7・51総42) 昭和37・8・1施行
沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等 に関する法律	(昭和47・5・15法33) 昭和47・5・15施行

沖縄の直接防衛責任の日本国による引受けに関する取り決め

(久保一カーチス協定)

日本国防衛庁および合衆国防務省の代表は、沖縄の日本国への返還後における沖縄直接防衛のための沖縄における自衛隊配置の日本側計画に関する二防衛当局間の必要な調整について討議したので、この取決めによって決定される上記の討議の結果は、1971年6月29日の日米安保協議委員会で承認されたので、よってこれらの代表は、次のように合意する。

1. 日本国による直接防衛責任の引受け

日本国は下記の日程に従って、沖縄の直接防衛任務、すなわち防衛庁に割当てられる地上防衛、防空、海上防衛しょう戒および捜索・救難を引受ける。

2. 日本国による引受けの時期

上記の防衛任務の日本国による引受けは、沖縄の返還の日（R-day）後、できるだけ早い日とし、1973年7月1日までに完了する。

a 初期の配置

初期においては、返還の日後6カ月以内に、日本国は3,300人に近い下記の各部隊を配置する。

- ① 陸上自衛隊 — 司令部1、普通科中隊2、航空隊1、施設科中隊1、補給中隊1、その他
- ② 海上自衛隊 — 基地隊1、対潜しょう戒部隊1、その他
- ③ 航空自衛隊 — 司令部1、迎撃戦闘機隊1飛行隊、航空警戒官制部隊1、航空基地隊1、その他

b 追加配置

追加分として、1973年7月1日までに、日本国はナイキ部隊（3個中隊）、ホーク部隊（4個中隊）および地对空ミサイルによる防空の遂行と、航空警戒官制組織の運用に適当な支援部隊を配置する。

3. 施設

a 防衛庁は下記の施設に、各部隊を駐とんさせる。① 那覇空港自衛隊迎撃戦闘機部隊および陸上自衛隊航空部隊。海上自衛隊対潜しょう戒部隊もまた、那覇空港に集結する。

- ② 那覇ホイール（注・車両集積場）＝陸上自衛隊の各部隊および必要な他の自衛隊の各部隊。③ ホワイト・ビーチ（注・軍港）海上自衛隊の各部隊。日米地位協定第2条4項^(b)の取り決めは、海上自衛隊によるふ頭、集積場その他の使用のため、必要に応じて検討される。^(c)④ 合衆国のナイキ・ホークおよび航空警戒官制部隊が現に使用する施設・区域＝自衛隊の地对空ミサイル部隊^(d)と航空警戒官制部隊が配置される。^(e)

a 合衆国は自衛隊通信機関の送受信サイトの位置の設定に協力し、かつ、それが可能な場所では、合衆国施設・区域内での便宜の供与を考慮する。^(f)

4. 防空

a 航空自衛隊は① 返還の日またはその直後から、那覇空港に各部隊を配置する。② 返還の日

から6か月後までに、F-104J機による緊急迎撃待機態勢を引受ける。そして③ 1973年7月1日までに、航空警戒官制組織の運用を引受ける。

- b 航空自衛隊のナイキ、陸上自衛隊のホーク部隊は、1973年7月1日までに、地対空ミサイル防衛任務を引受けるため、沖縄に配置される。
- c 沖縄の防空のための作戦上の責任は、日本防空部隊が1973年7月1日までに責任を引受けるまでは、合衆国空軍によって維持され、その後自衛隊によって遂行される。しかし、合衆国軍隊と自衛隊の指揮は、両国の指揮系統を通じて行われる。

5. 地対空ミサイルと航空警戒官制組織

沖縄の防空の早期引受けを容易するため、基礎的な航空官制組織と、ナイキ、ホーク地対空ミサイル組織を、別記明細の価格と条件で防衛庁が買入れを望み、合衆国政府が合衆国国防総省を通じて売却を申出ることが合意される。

6. 地上防衛、海上防衛しょう戒および捜索・救難

自衛隊は返還の日後、6カ月以内に自衛隊の配置兵力が作戦能力を持ったときに、沖縄で防衛庁に割当てられた地上防衛、海上防衛しょう戒捜索・救難の各責任を引受ける。自衛隊と合衆国軍隊に各代表は、前記の機能において提携する兵力の沖縄への配置のため、詳細な計画を合同で立案する。

7. 詳細な実行計画

前述した自衛隊の任務の引受けと、その配置計画を実行するため詳細な実行計画の整備のための取決めは、防衛庁と合衆国国防総省との代表間で立案されるものとする。

防衛庁のために (日本側署名)

国防総省のために (米側署名)

< 参 考 2 > 那覇飛行場の使用等に関する協定

(総則)

第1条 防衛庁は、那覇飛行場を使用するものとする。

2 運輸省及び防衛庁は、相互に協力して同飛行場の円滑な運用を図るものとする。

(施設の使用)

第2条 付図に斜線で示す地域の施設の使用区分は次のとおりとする。

(1) No65建物及びNo71建物

No65建物及びNo71建物は、運輸省が使用するものとする。

(2) No69建物

No69建物は、1階を防衛庁が、2階を運輸省が使用するものとする。

(3) No74建物

No74建物は、運輸省及び防衛庁が共同して使用するものとする。

(4) No86建物

No86建物は、防衛庁が使用するものとする。

(5) No99建物

No99建物は、昭和48年8月31日まで運輸省が使用し、その後は防衛庁が使用するものとする。

(6) その他の施設

上記以外の施設は、防衛庁が使用するものとする。

2 No932建物は、運輸省及び防衛庁が使用するものとする。

(施設の維持、補修等)

第3条 施設の維持及び補修については、第2条に定めるところにより、当該施設を使用する運輸省及び防衛庁がそれぞれ実施するものとする。

2 自衛隊航空機の使用のため、特に必要な清掃及び芝張並びに明らかに自衛隊航空機の使用によって生じたと認められる損傷等に対する補修等は、防衛庁が実施するものとする。

昭和47年11月7日

運輸省航空局長 内村 信行

防衛庁防衛局長 久保 卓也

<参 考 3 > 那覇飛行場の運用等に関する暫定了解事項

那覇飛行場の運用等については、那覇飛行場の使用等に関する協定(47・11・7)によるほか、次のとおり了解する。

- 1 防衛庁舎は、運輸省と協議のうえ、飛行場内に自衛隊航空機の飛行運用に必要な器材等を設置し運用することができるものとする。
- 2 那覇飛行場における救難及び消防の運用にあたっては、相互に協力し、同飛行場の運用に支障のないよう努めるものとする。
- 3 運輸省及び防衛庁は、施設の使用形態の変更等により、他方の運用に支障を及ぼすおそれのある場合には相互に協議するものとする。
- 4 運輸省は、必要に応じ、那覇飛行場の使用等に関する協定第2条にいう地域及びその南側に隣接する自衛隊施設の地域の前面に自衛隊航空機の駐機を認めるものとする。この場合、防衛庁は、誘導路の運用に支障を生じないようにするものとする。
- 5 前各項の実施に必要な細部事項については、現地において協議のうえ定めさせるものとする。

昭和47年11月13日

運輸省航空局長 内村 信行

防衛庁防衛局長 久保 卓也

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

昭和49年6月27日
法律第101号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第3条～第12条）

第3章 損失の補償（第13条～第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生じる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条（定義）第1項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和35年6月条約第6号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和35年6月条約第7号〕第2条〔施設、区域の提供等〕第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他の火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

1. 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
2. 道路、河川又は海岸
3. 防風施設、防砂施設その他の防災施設
4. 水道又は下水道
5. その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で

定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

1. 学校教育法（昭和22年法律26号）第1条（学校の範囲）に規定する学校
2. 医療法（昭和23年法律第205号）第1条〔病院、診療所の定義〕第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条〔助産所の定義〕第1項に規定する助産所
3. 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第1種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第1種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第2種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第2種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第2種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第2種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第2種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第3種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第3種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買入れた土地の無償使用）

第7条 国は、第5条（移転の補償等）第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条〔無償貸付〕第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は、事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

1. ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
2. 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
3. 港湾
4. その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（資金の融通等）

第10条 国は、第3条〔障害防止工事の助成〕の工事を行う者又は第8条〔民生安定施設の助成〕の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第11条 国は、第3条〔障害防止工事の助成〕の工事、第8条、〔民生安定施設の助成〕の措置又は第9条〔特定防衛施設周辺整備調整交付金〕第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（関係行政機関の協力等）

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機

関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

1. 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの。
 2. 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
 3. その他政令で定める行為
- 2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。
- 3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第14条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請書に通知しなければならない。

(異議の申出)

第15条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があったときは、その申出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第16条 国は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があった場合において同条第2項の規定による決定があったときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第17条 第15条（異議の申出）第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から3月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第18条 第14条〔損失補償の申請〕第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条〔異議の申出〕第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第4章 雑 則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第19条 第3条〔障害防止工事の助成〕第2項及び第4条〔住宅の防音工事の助成〕の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第13条〔損失の補償〕第1項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止)
- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
(旧法の廃止に伴う経過措置)
- 3 昭和48年度以前の年度の予算に係る国の補助金又は補償金等で昭和49年度以降に繰り越されたものに係る旧法第3条〔障害防止工事の助成〕若しくは旧法第4条〔民生安定施設の助成〕の助成又は旧法第5条〔特定飛行場周辺の移転の補償等〕の移転の補償等については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際、現に旧法第5条第1項の規定により指定されている区域は、第5条〔移転の補償等〕第1項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、旧法第5条第1項の規定により当該区域が指定された時とする。
- 5 第6条〔緑地帯の整備等〕第1項及び第7条〔買い入れた土地の無償使用〕の規定の適用については、旧法第5条第3項の規定により買い入れた土地は、第5条第2項の規定により買い入れた土地とみなす。
- 6 この法律の施行前に旧法第3章〔損失の補償〕の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第3章〔損失の補償〕の相当規定によつてしたものとみなす。
(沖縄県の区域における第8条の規定の適用の特例)
- 7 第8条〔民生安定施設の助成〕の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。
(防衛庁設置法の一部改正)
- 8 防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(租税特別措置法の一部改正)
- 9 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(公害紛争処理法の一部改正)

- 10 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律の一部改正)

- 11 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

2 基地交付金及び調整交付金

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍に関しては住民税や電気及びガス税等の市町村民税も非課税となっている。

このことから基地の所在する市町村に対しては、税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として基地交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

(1) 基地交付金

基地交付金は、固有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。この基地交付金は市町村がこれらの資産に対しては固定資産税を課することができないため、固定資産税に代る財源補てんの性格を有するものと解されている。

(2) 調整交付金

米軍施設所在市町村においては、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また住民税や電気ガス税等の市町村民税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人軍属やその家族については、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共的サービスを市町村から受けている。しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増嵩に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財政負担となっている。

これら市町村の財政上の問題について、県市町村連絡協議会、渉外知事会、その他基地関係諸団体においては新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして、強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第244号）」が交付されている。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。
- 二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖縄県の区域において駐留軍が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域内に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。
- 三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

(国、沖縄県及び関係市町村の協力)

第3条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第4条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第10条の市町村総合整備計画及び第11条の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第5条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者（以下「所有者等」という。）に通知するよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第6条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第25条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定めなければならない。

ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 返還に係る区域
- 二 返還の予定時期
- 三 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

5 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から30日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から60日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前四項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第7条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第8条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の協力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。）の返還を受けた場合において、所有者等が悲引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日（以下この条において「返還日」という。）の翌日から3年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

- 2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第72条に規定する補償金）の1日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（返還日の翌日から3年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、3年間）の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について1年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。
- 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

（調査及び測量）

第9条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。

（市町村総合整備計画）

第10条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる次項について定めるものとする。

- 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 生活環境の整備に関する事項
- 四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- 五 自然環境の保全及び回復に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

- 4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。
- 6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

- 第11条** 沖縄県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。
- 2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。
 - 3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

- 第12条** 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

- 第13条** 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法（昭和43年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

- 第14条** 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の活用)

第15条 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(この法律の円滑な実施等)

第16条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

- 2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日本地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

(政令への委任)

第17条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成7年6月20日から施行する。

(この法律の失効)

- 2 この法律は、平成14年6月19日限り、その効力を失う。

(防衛庁設置法の一部改正)

- 3 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第5条第29号の次に次の一号を加える。

29の2 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成7年法律第 号）第5条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第6条の規定による返還実施計画の策定及び同法第7条及び第8条の規定による措置に関すること。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

- 4 沖縄開発庁設置法（昭和47年法律第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号の次に次の1号を加える。

5の2 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成7年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

参 考 文 献

1. 宜野座村誌第1巻「通史編」
2. 第2巻「資料編Ⅰ」
3. 第3巻「資料編Ⅱ」
4. 第4巻「資料編Ⅲ」
5. 別 巻「村民アルバム」
6. 金武町誌 「金武町役場」
7. 漢那誌 「宜野座村漢那区」
8. 広報ぎのぞ縮刷版「広報紙100号記念」
9. 広報ぎのぞ縮刷版「広報紙200号記念」
10. 宜野座村軍用地跡地利用計画書 「宜野座村役場」
11. 金武町と基地 「金武町役場」
12. 基地対策 No8 「沖縄市役所」
13. 基地対策 No6 「沖縄市役所」
14. 嘉手納と基地 「嘉手納町役場」
15. Request for Early Return of the Yomitan Auxiliary Airfield 「読谷村役場」
16. 基地関係法令集「沖縄県」
17. 沖縄県の米軍基地「沖縄県」
18. 分村10周年記念誌「宜野座村役場、1956年」
19. 分村20周年記念誌「宜野座村役場、1966年」
20. 分村40周年記念誌「宜野座村役場、1986年」
21. 村総務課基地関係業務資料
22. 村建設課基地関係業務資料
23. 宜野座村議会会議録